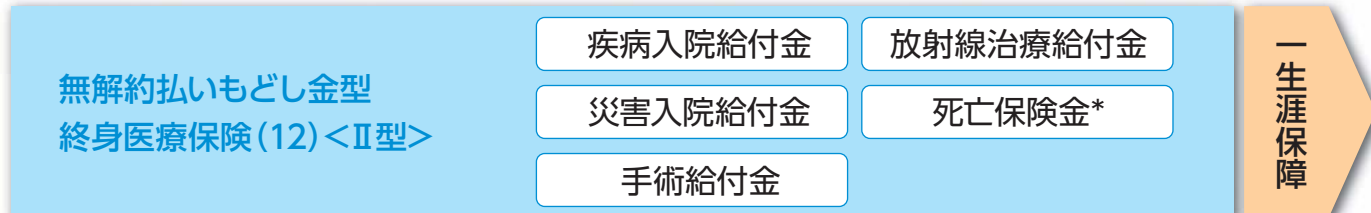


この保険は以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

<主契約> 病気(ガンを含む)やケガの保障

- 特長1 病気・ケガによる入院を一生涯保障します。
- 特長2 約1,000種類の手術と、放射線治療をカバーします。

<イメージ図>



ご契約

*保険料払込期間が終身の場合、死亡保険金不担保特約(無解約払いもどし金型終身医療保険(12)用)が付加されるため、死亡保険金のお支払いはありません。

主契約の保障内容

このようなときにお支払いします	お支払金	お支払額	お支払限度
病気により1日以上入院をしたとき	疾病入院給付金	入院給付金日額×入院日数	1入院60日限度、 通算1,095日限度
ケガにより1日以上入院をしたとき	災害入院給付金		
①入院中に脳卒中・急性心筋梗塞により開頭術および開胸術を受けたとき	手術給付金	入院給付金日額×40	お支払限度は ありません。
②入院中に手術を受けたとき (①の手術給付金が支払われる場合を除きます。)		入院給付金日額×10	
外来で手術を受けたとき (①または②の手術給付金が支払われる場合を除きます。)		入院給付金日額×5	
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	入院給付金日額×10	60日に1回
死亡したとき*	死亡保険金	入院給付金日額×10	—

*保険料払込期間が終身の場合、死亡保険金不担保特約(無解約払いもどし金型終身医療保険(12)用)が付加されるため、死亡保険金のお支払いはありません。

主契約のお取り扱い範囲

契約年齢	5歳～80歳
保険期間	終身
保険料払込期間	60歳/65歳/70歳/75歳満了、終身
入院給付金日額	最低5,000円～最高30,000円(1,000円単位)
保険料払込方法	月払/半年払/年払
解約時の払いもどし金	●保険料払込期間が終身の場合:主契約の払いもどし金はありません。 ●保険料払込期間が終身以外の場合:主契約の保険料払込期間中の払いもどし金はありません。保険料払込期間満了後の払いもどし金は、死亡保険金と同額になります。(保険料払込期間満了の日までの保険料が払込まれている場合に限りです。)
契約者配当金	この保険には、契約者配当金はありません。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

※契約年齢などによってお取り扱いできない範囲があります。

特則・特約を追加することで保障をさらに充実させることができます。

生活習慣病

3大疾病

先進医療

任意付加 特則・特約の保障内容

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの特則・特約です。

病気（ガンを含む）やケガの保障

ガンの保障

死亡の保障

将来に向けての資金準備

特則・特約	このようなときにお支払いします	お支払金	お支払額	お支払限度
生活習慣病入院給付特則	生活習慣病*1により1日以上入院をしたとき	疾病入院給付金	入院給付金日額 × 入院日数	1入院365日限度、主契約の疾病入院給付金と合わせて通算1,095日限度
3大疾病診断保険料払込免除特則	ガン・急性心筋梗塞・脳卒中のいずれかにより所定の状態になったとき	以後の保険料のお払込みは不要です。		
3大疾病保障終身保険特約(12)	ガン・急性心筋梗塞・脳卒中のいずれかにより所定の状態になったとき	①3大疾病保険金	保険金額 (①②③は重複してお支払いしません。)	—
	死亡したときまたは高度障害状態になったとき	②死亡保険金 ③高度障害保険金		
先進医療給付特約(12)*2	先進医療による療養を受けたとき	先進医療給付金	1回の療養につき、先進医療にかかる技術料と同額	1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度
	先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき	先進医療一時金	1回の療養につき、15万円	—
指定代理請求特約	ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、所定の保険金などの受取人が保険金などを請求できない所定の事情があるときに、保険金などの受取人に代わりあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。			

*1 対象となる生活習慣病:ガン、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、肝硬変、慢性腎不全。

*2 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、先進医療給付特約(12)からのお支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

※お支払いの対象となるガン・急性心筋梗塞・脳卒中・高度障害状態について詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

付帯サービス



アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

- 健康アプリ Health U
- 優待サービス 郵送検査キット
- 24時間電話健康相談サービス
- メディカルコンサルテーション
- 糖尿病サポートサービス
- 3大疾病サポートサービス

※「健康アプリ Health U」はアクサ生命、その他のサービスはサービス提供会社が提供します。上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

■生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■保険金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/>

お問合せ・担当者